

ご注意

転勤、再就職等により異動後の勤務先が引続き個人特別徴収の場合一括徴収する場合は、勤務先へ送付してください。先へ送付願います。前勤務先へ送付してください。

給与支払報告
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

※処理欄	課長	主幹	主査	担当	合議	※備考欄

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

□処理済

年 月 日	(特別徴収支払義務者)	所在地 (住所)	郵便番号	指 定 番 号
皆野町長 様		名 称		係
		代 表 者 職・氏名・印	印	担 当 者 氏 名
		個 人 番 号 又は法人番号		電 話

給 与 所 得 者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴 収 済 月	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)-(イ)	異 年 月 日	異 動 事由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 由	退職年の1月から退職時までの 給与支払額	備 考
フリガナ	円	月分	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円	一括徴収した税額は、 月分で納入します。
氏 名		月分							
生年月日 (昭和・平成) 年 月 日									
個人番号									
旧 住 所 (1月1日現在の住所・必ず記入してください)									
新 住 所 (給与の支払いを受けなくなった後の住所)									

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異 動 者 印	給 与 ま た は 支 払 予 定 日	一 括 徴 収 予 定 額	計
1. 異動が令和 年12月31日までで申出があったため(月 日申出)		退職手当等の支払予定日	支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額)	●退職者の未徴収税額について
2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため			円	1月1日から4月30日までの間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してください。
一 括 徴 収 で き な い 理 由			円	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため				

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

納付額	円を	(特別徴収支払義務者)	所在地 郵便番号	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 継続
月分	から徴収し、納入する。		フリガナ		個人番号 又は法人番号	
納入書の要否	必 要 ・ 不 要		名 称		担 当 者	
			代 表 者 の 職 氏 名 印	印	係	
					氏 名	
					電 話	